京都大学 国際交流推進機構

機構長　森 純一　殿

京都大学 アジア研究教育ユニット

ユニット長　伊藤　公雄　殿

**海外留学誓約書**

私は、京都大学（以下「本学」という）国際交流推進機構とアジア研究教育ユニットの実施する2015年度

国立台湾大学スプリングスクールプログラムに参加するにあたり、以下の事項を厳守することを誓約します。

**記**

1. 留学に関わる費用を理解した上で、事前に経済支援者の了解を得た上で出願のこと。
2. 本プログラムに参加することに関し、保証人（親族等）の了承を得ていること。
3. 留学生活に適応できる健康状態であること。（既往歴・現病歴のある場合は必ず申し出ること）
4. 出国から帰国までの期間中における事故・疾病等については、自らの責任として対処すること。但し、それらについては必ず本学の担当者まで速やかに報告すること。
5. 出国から帰国までの期間中に自らの不注意により発生した対物、対人の賠償については、自らの責任とすること。
6. 留学に係る、出発から帰国までの海外旅行保険に加入すること。（治療・救援費用無制限）
7. 派遣先の大学が所在する国や地域の治安等の状況によって、本学が学生の安全を第一に、短期留学・派遣プログラムの中止・延期または帰国勧告を決定することがある。それらの事態が生じた場合は、本学の指示に速やかに応じること。 なお、これによって生じた損害について、本学に一切の責任を問わないこと。
8. 短期留学・派遣プログラムの趣旨を十分理解し、派遣先大学での学業に精力的に取り組むこと。参加する留学・派遣プログラムの定める講座には原則すべて出席すること。（なんらかの事情で、やむを得ず欠席、遅刻、早退をする場合は、必ず事前に担当者へ連絡をとること）
9. 渡航期間中においては、滞在国の法令、派遣先大学の規則を遵守し、本学の学生として責任ある行動をとること。
10. 但し、飲酒については日本の法律を遵守すること。（飲酒は滞在国の法令に関わらず20歳になってから）
11. いかなる場合も車両（自転車を除く）の運転を行わない。また現地の交通法規を遵守すること。
12. 本プログラムが求める手続き等は、期日までに必ず行うこと。なお、この手続きには、本プログラムの辞退によって生じたキャンセル料の納入も含まれる。
13. 本プログラム終了後、国際交流推進機構あるいはアジア研究教育ユニットより本プログラムに関連した広報等への協力要請があった場合は、積極的に応じること。

以上

平成27年　　月　　日

 所属学部・研究科 　学年

 学籍番号

 氏名 （自署）

（親　族）

住　　所　〒

氏　　名　（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電　　話

Ｅメール

続　　柄　　　　参加者の